

令和 6 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 6 年 3 月 2 7 日 (水) 午後 2 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

## 令和6年第3回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 第13号議案 | 赤穂市指定文化財の指定について                |
| 第14号議案 | 赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第15号議案 | 赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程の制定について  |
| 報告4    | 赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第16号議案 | 赤穂市教育委員会人事異動について               |
| その他    | 問題行動、いじめ・不登校の状況について            |

第 13 号議案

赤穂市指定文化財の指定について

赤穂市文化財保護条例（昭和 55 年赤穂市条例第 11 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記物件を赤穂市指定文化財として指定したい。

令和 6 年 3 月 27 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

1 指定文化財

区分	種別	名称	数量	所在地	所有者
有形 文化財	歴史資料	光明寺町石 (指定番号 39) ※追加指定	8 点	赤穂市有年檜原 1164 番地	光明寺 赤穂市
		赤穂西浜関係資料 (指定番号 64)	7,918 点	赤穂市上仮屋 916 番地 1	赤穂市

2 告示日（指定日）

令和 6 年 3 月 29 日

## 第14号議案

赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したい。

令和6年3月27日提出

赤穂市教育長 尾上 慶 昌

記

### 赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則

赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則（昭和38年赤穂市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第1号様式」を「様式第1号」に改める。

第6条中「第2号様式」を「様式第2号」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（支給の方法）

第7条 補助金は、児童等の保護者が指定する口座へ振り込む方法により支給する。ただし、通学にバスを利用する場合にあつては、当該保護者は補助金の受領に関する権限を当該バス運行事業者（以下「バス事業者」という。）に委任することができるものとする。

2 前項ただし書により受任したバス事業者は、通学バス利用料請求書（様式第3号）により、教育委員会に通学バス利用料を請求するものとする。

様式第1号を次のように改める。

年 月 日

赤穂市教育委員会 宛

申請者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童等氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

赤穂市通学費補助金交付規則第5条の規定により、通学費補助金を交付されるよう申請します。

学 校 名	学校	学 年 組	年 組		
支 給 の 範 囲	*第2条 第1項 第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号 第2項				
交通機関の種類 通学方法等	バス 電車 自動車 徒歩	通学距離 概 算	1 住居～学校(片道) km 2 住居～最寄の交通機関 (片道) km		
補 助 金	交通機関等	利用区間	積算区分	*補助金額	*支給期間
	電車	～	月額 (3か月定期代/3)		年 月 日 ～ 年 月 日
	バス	～	1 学期乗車料金		
			2 学期乗車料金		
			3 学期乗車料金		
徒歩・自動車	—	年額			
※バス利用の場合に記入 <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p>上記児童等のバス利用に係る通学費補助金の受領に関する権限については、バス事業者に委任します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">委任者住所 _____ (保護者) 氏名 _____ ㊞</p>					
※電車・自動車・徒歩の場合に記入 <p style="text-align: center;">振込先口座</p> <p>通学費補助金については、次の金融機関に振り込み願います。</p>					
指定金融機関名 (本・支店名も記入)	預金種別	口座番号		(フリガナ) 口座名義人	
	普通・当座				

(注) \*欄は記入しないでください。

様式第2号中「第2号様式」を「様式第2号（第6条関係）」に改め、同様の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第7条関係)

通学バス利用料請求書

年 月 日

赤穂市長 宛

所在地

事業者名

電話番号

赤穂市通学費補助金交付規則第7条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

金融機関名		本・支店名	
預金種別	普通・当座		
口座番号			
口座名義人			

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の赤穂市通学費補助金交付規則の規定は、令和6年度分以降の通学費補助金から適用し、令和5年度分以前の通学費補助金については、なお従前の例による。



## 第15号議案

赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程の制定について

赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程を次のとおり制定したい。

令和6年3月27日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

### 赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程

赤穂市立学校物品管理規程（平成12年赤穂市教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）」を「赤穂市立学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）」に改める。

第2条第1項中「学校」を「学校等」に改め、同条第2項中「もしくは学校長または園長」を「又は学校長、園長若しくは所長」に改める。

第3条第1項中「学校」を「学校等」に改める。

第6条第1項中「学校」を「学校等」に、「委員会事務局総務課（以下「総務課」という。）」を「委員会の学校等に係る事務を所掌する課（以下「担当課」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により担当課において購入する物品の契約担当者（規則第2条第7号に規定する者をいう。以下同じ。）は、市長の権限に属する事務の一部委任並びに補助執行させることに関する規則（平成9年赤穂市規則第16号）別表第2の規定により、教育長とする。

第6条第3項中「学校」を「学校等」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第7条中「おこなう」を「行う」に改める。

第8条第1項中「支出負担行為決議書」を「支出負担行為決議書兼物品購入発注書控（以下「支出負担行為決議書」という。）」に、「総務課」を「担当課」に改め、同条第2項中「つど」を「都度」に、「総務課」を「担当課」に改める。

第9条中「委員会出納員」を「委員会の物品の出納又は管理を行う者（以下「出納員」という。）」に改める。

第10条中「つど」を「都度」に改める。

第13条中「決めた」を「定める」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「または」を「又は」に改める。

様式第1号を次のように改める。



付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

報告 4

赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、下記のとおり報告する。

令和 6 年 3 月 2 7 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市文化会館条例施行規則（平成 3 年赤穂市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表音響関係設備及び備品の部中

「

レコードプレーヤー	小ホール	1 台	7 0 0
エコーマシン	ホール	1 台	1, 0 0 0
吊りマイク装置	大ホール	1 台	1, 0 0 0
リボンマイクロホン		1 本	6 0 0

」

を

「

吊りマイク装置	大ホール	1 台	1, 0 0 0
---------	------	-----	----------

」

に改め、同表映写設備の部中

「

スライド映写機		1 式	7 0 0	
ビデオプロジェクター (スクリーン付)	2 0 0 インチ	小ホール	1 式	6, 5 0 0
	1 0 0 インチ	学習室	1 式	3, 0 0 0
マルチプロジェクター	最小 3 0 インチ 最大 3 0 0 インチ	移動式	1 式	3, 0 0 0
オーバーヘッドプロジェクター (スクリーン付)		1 式	9 0 0	

」

を  
「

ビデオプロジェクター	1式	3,000
------------	----	-------

」

に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第16号議案

赤穂市教育委員会人事異動について

赤穂市教育委員会の人事異動について、別紙のとおり発令したい。

令和6年3月27日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の  
市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱  
に関する事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の  
会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開



令和 6 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案

(その 2)

日 時 令和 6 年 3 月 2 7 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和6年第3回赤穂市教育委員会提出議案一覧表（その2）

第17号議案 担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について

第17号議案

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める  
規程の一部を改正する規程の制定について

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部  
を改正する規程を次のとおり制定したい。

令和6年3月27日提出

赤穂市教育長 尾上 慶昌

記

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める  
規程の一部を改正する規程

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程（平成  
17年赤穂市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

担当参事	学校給食センターに係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務

」

を

「

担当参事	文化財に係る分掌事務
	学校給食センターに係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務

」

に、

「

担当課長	幼児教育の指導助言及び企画調整に係る分掌事務
	市史編さんに係る分掌事務

」

を

「

担当課長	幼児教育の指導助言及び企画調整に係る分掌事務
------	------------------------

」

に、

「

担当係長	小学校教育に係る分掌事務
	中学校教育に係る分掌事務
	人権教育に係る分掌事務
	学校給食センター施設及び設備の整備に係る分掌事務
	青少年育成に係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務

」

を

「

担当係長	市史編さんに係る分掌事務
	小学校教育に係る分掌事務
	中学校教育に係る分掌事務
	人権教育に係る分掌事務
	学校給食センターの建築工事に係る分掌事務
	青少年育成に係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務

」

に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。